

総則に対する事前意見の概要、論点等

◆条例制定の目的（提出された意見を大まかに整理）

- (1) 町民主体の自治を確立すること
- (2) 町民、議会、町長、職員（行政）の役割、責務を明らかにする。
- (3) まちづくりに関する基本理念、基本原則を定める。
- (4) 美幌町をつくるための基本的な事項、制度を定める。
- (5) 美幌町の自治の基本的な理念、仕組みを定める。
- (6) 町民参加の自治の実現
- (7) 自治（町政運営）の基本理念、基本原則を定める。
- (8) 町民の権利と役割
- (9) 自主自立の実現、自主自立のまちづくり
- (10) 町民、町、議会が連携かつ協力しながら、役割と責任を果たす。
- (11) 町政の主権者は住民
- (12) 町民参加、町民協働
- (13) 町民憲章の前文にある文言をたたき台に

※論 点

- (A) 「自治」とするか「まちづくり」とするか。
- (B) 何を盛り込むか。
盛り込む項目は、なぜ、どういう考え方に基づいて盛り込むのか。

◆用語の定義

「町民」、「行政・議会等の機関」について定義することはほぼ共通の認識であると思われます。

※論 点

- (1) 町民の定義の仕方
 - ・町民をどこまでの範囲とするか。
 - ・「住民」を別に規定する必要があるのか。
 - ・なぜ、どのような考え方に基づいて規定するのか。
- (2) 行政、議会等の機関の定義の仕方
 - ・大括りで（まとめて）規定するのか、機関ごとに分けて規定するのか。
 - ・機関ごとに分けて規定する場合、どのように規定するのか。
 - ・なぜ、どのような考え方に基づいて規定するのか。
- (3) 町民、行政・議会等の機関以外で定義する項目を設けるか。設ける場合、なぜ、どのような考え方に基づいて設けるか。
（委員からの意見）
参加、協働、町民活動団体、まちづくり

◆基本理念（提出された意見をおおまかに整理）

- （１）誰もが安心して暮らせるまち
- （２）自分たちのまちは自分たちの手で、地域社会の課題を自ら解決
- （３）市民自治の確立を目指す
- （４）町政に自ら主体的にかかわる
- （５）自治体としての自立の確保
- （６）町民がお互いに人権を尊重しあう
- （７）環境に配慮した暮らし
- （８）町民の信託による町政運営
- （９）主権が町民にあること
- （１０）福利は町民が享受する
- （１１）連携交流
- （１２）住みよい美幌町を目指し、町民の福祉の実現と、次代を担う子どもたちを育む、しあわせを感じる地域社会
- （１３）コミュニティによって笑顔が生まれるまち
- （１４）町民憲章の精神を尊重
- （１５）安心、長生きを楽しめるまち

※論 点

- （１）そもそも基本理念を規定するかどうか。
- （２）規定する場合、何を盛り込むか。
盛り込む項目は、なぜ、どういう考え方に基づいて盛り込むのか。

◆基本原則

「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を意見として出された委員が多い状況です。

※論 点

- （１）「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を盛り込むことで良いか。盛り込まなくても良いものがあるか。
- （２）上記３項目以外で、盛り込むべき項目があるか。
（委員からの意見）
町民主体の原則、説明責任、町民主権
- （３）基本原則で盛り込む項目は、なぜ、どういう考え方に基づいて盛り込むのか。